

発議第4号

広域連携による新型コロナウイルスワクチン接種加速化に伴い必要となるワクチンの全量分配を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和3年6月24日提出

提出者 多可町議会議会運営委員会  
委員長 日原茂樹

## 意見書第2号

### 広域連携による新型コロナウイルスワクチン接種加速化に伴い必要となる ワクチンの全量分配を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本県へ発令されていた3度目の「緊急事態宣言」も、6月20日をもって解除され、引き続き、7月11日までの間「まん延防止等重点措置」の対象とされたところである。

直近では、新規感染者数の減少が見られるものの、医療体制はひっ迫しており、依然予断を許さない状況であり、ワクチン接種が感染収束への切り札になると期待されている。

総理からは、7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組むとの方針が示され、大規模接種センターでの接種が進むとともに、接種計画の前倒しが要請されている。

本町においては、医療従事者への接種を最優先とし、続いて高齢者への接種を開始しており、全国平均を上回るペースで順調に進んでいる。

そのような中、10月から11月にかけて接種が必要な国民、希望する方、全てを終えることを実現したいとの総理の発言を受け、定住自立圏を形成する西脇市とともに医師会等と接種計画の更なる加速化について協議を行った。

結果、西脇市多可郡医師会・薬剤師会、地元病院の深いご理解と多大なる支援を得ることができ、希望する全ての人への接種を9月末までに完了する接種計画及び接種体制の見直しを図るに至った。

よって、国におかれては、ワクチン接種の加速化に向けた自治体の広域連携による取組に対し、接種計画が現実のものとなるよう、下記事項について確実に対応することを強く要望する。

## 記

- 1 見直し後の接種計画に基づき必要となるファイザー社製ワクチンの全量を確保・分配すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
（ワクチン接種担当）  
内閣府特命担当大臣  
（新型コロナウイルス感染症対策担当）

様

兵庫県多可郡多可町議会議長 吉田政義